

## 九州大学医学部会館規則

平成28年度九大規則第101号  
制定：平成29年 3月31日

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学医学部会館（以下「医学部会館」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 医学部会館は、九州大学医学部百年講堂（以下「百年講堂」という。）及び九州大学医学歴史館（以下「医学歴史館」という。）で構成する。

2 医学部会館の施設の使用等については、別に定めるところによる。

(目的等)

第3条 百年講堂は、医学情報発信拠点の場として、教育・研究の促進に資することを目的とし、医学歴史館は、九州大学医学部創立当時の歴史的資料を収集、保管及び展示し、過去に学び未来を思索するための施設として、学生、研究者、臨床医及び医療従事者並びに一般市民の教育・啓発に資することを目的とする。

(管理運営責任者)

第4条 医学部会館に管理運営責任者を置き、医学研究院長をもって充てる。

(運営委員会)

第5条 医学部会館の管理運営に関する重要事項については、九州大学医学部会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）において審議する。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 管理運営責任者
- (2) 九州大学病院地区の部局長の中から管理運営責任者が指名する者 若干名
- (3) 医学研究院の教授のうちから管理運営責任者が指名する者 10人
- (4) 九州大学医学部同窓生のうちから管理運営責任者が指名する者 4人
- (5) 医系学部等事務部長

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 運営委員会に委員長を置き、管理運営責任者をもって充てる。

5 委員長は、運営委員会を主宰する。

6 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 この条に定めるもののほか、運営委員会の運営等に必要な事項は、別に定める。

(専門部会等)

第6条 運営委員会に、専門的事項を検討させ、又は学内外の有識者から広く意見等を聴取するため、必要に応じて専門部会等を置くことができる。

(事務)

第7条 医学部会館の管理運営に関する事務は、医学部等事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、管理運営責任者が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。